

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(家計急変世帯)

食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度の市民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる子育て世帯の方※1は、給付の申請ができます。

対象児童（令和5年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※2）の養育者の方で、給付金の申請をしていない方は、市児童福祉課へお問い合わせください。

※1 給付金の支給対象となる方の収入の上限額は世帯状況により異なります。

※2 令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象です。

支給金額

対象児童1人につき5万円を1回に限り支給します。5月に支給済みのひとり親世帯分給付金との重複はできません。また、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者であつ

た方に対しては、6月に申請不要で支給済みです。重複して受給することはできませんので、ご注意ください。

提出期限 令和6年2月29日(木)必着

左記の方のほかにも、①高校生のみを養育している令和5年度の市民税均等割が非課税の方②18歳未満の児童を養育しており、遅れて確定申告等を行って令和5年度の市民税均等割が非課税となった方などが申請により、支給の対象となる可能性があります。下記のホームページを参照するとともに、市児童福祉課までお問い合わせください。



問 市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

☎ 32・2114 / FAX 32・3738

✉ jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

見守りシール事業にご協力をお願いします

地域全体で
高齢者への
見守りを

小松島市では、認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者等を対象に、QRコードが印字された見守りシールをお配りしています。

このシールをご本人様の持ち物等に貼り付けていただくことで、行方がわからなくなったら後に発見者がQRコードを読み取ると、事前に登録した緊急時連絡先のご家族に発見の連絡が届き、発見者と専用伝言板でやり取りを行うことができます。

このシールは、行方不明の高齢者を発見した方がスマートフォンなどでQRコードを読み取ることにより、高齢者ご家族と専用伝言板でやり取りができ、早期に家族の元へ帰ることができるよう支援するものです。

市民の皆様には、困っていたり、迷っている様子の方がQRコード付きのシールを衣服等に付けていた場合には、読み取っていただいたうえでご家族と連絡を取っていただけよう、ご協力ををお願いします。



QRコードを読み取れない場合でも、市介護福祉課へご連絡いただきますと、ご家族と連絡を取ることができます。地域全体で高齢者を見守る活動にご協力ををお願いいたします。

見守りシールのご利用を希望される方は、市介護福祉課までお申し込みください。



申込・問 市介護福祉課（市役所1階⑧番窓口）☎ 32・3507 / FAX 35・0272

✉ kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

《今月は、固定資産税4期分、後期高齢者医療保険料5期分、国民健康保険税・介護保険料6期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2023年(令和5年)12月5日

広報こまつしま